



鳥取県公報

平成 29 年 2 月 10 日 (金)
号外第 9 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県建設工事執行規則の一部を改正する規則 (2) (県土総務課) 3
	鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則 (3) (会計指導課) 5

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県建設工事執行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

建設工事の請負契約の適正な履行の確保等を図るため、請負者が債務の履行を拒否し、又は請負者の責めに帰すべき事由によって履行不能となった場合の違約金について所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 請負者が違約金を支払わなければならない場合に、請負者が債務の履行を拒否し、又は請負者の責めに帰すべき事由によって履行不能となった場合を加える。

(2) 破産法等に基づく請負契約の解除は、(1)の場合に該当することとする。

(3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日は、公布日とする。

◇鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部改正について

1 規則の改正理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 複数落札入札制度による物品等又は特定役務の調達の競争入札に係る公告又は公示に関する事項及び予定価格の決定の方法を定める。

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、公布日とする。

規 則

鳥取県建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年2月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第2号

鳥取県建設工事執行規則の一部を改正する規則

鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(知事の解除権) 第69条 略</p>	<p>(知事の解除権) 第69条 略 <u>2 請負者は、前項の規定により請負契約が解除された場合においては、請負代金の額の10分の1に相当する額を違約金として知事の指定する期間内に支払わなければならない。</u> <u>3 知事は、前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。</u></p>
<p>第70条 知事は、工事が完成するまでの間は、<u>前条</u>の規定によるほか、必要があるときは、請負契約を解除することができる。 2 略</p>	<p>第70条 知事は、工事が完成するまでの間は、<u>前条第1項</u>の規定によるほか、必要があるときは、請負契約を解除することができる。 2 略</p>
<p>(請負者の解除権) 第71条 略</p>	<p>(請負者の解除権) 第71条 略</p>
<p><u>(契約が解除された場合等の違約金)</u> 第71条の2 <u>次の各号のいずれかに該当する場合においては、請負者は、請負代金の額の10分の1に相当する額を違約金として知事の指定する期間内に支払わなければならない。</u> <u>(1) 第69条の規定により請負契約が解除された場合</u> <u>(2) 請負者がその債務の履行を拒否し、又は請負者の責めに帰すべき事由によって請負者の債務について履行不能となった場合</u> 2 <u>次の各号に掲げる者が請負契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。</u> <u>(1) 請負者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の</u></p>	

<p>規定により選任された破産管財人</p> <p>(2) 請負者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人</p> <p>(3) 請負者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等</p> <p>3 知事は、第1項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。</p> <p>(解除に伴う措置)</p> <p>第72条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、第1項の場合において、第60条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第65条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金の額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、請負者は、解除が第69条又は前条第2項の規定によるときにあってはその余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年2.8パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第70条又は第71条の規定によるときにあってはその余剰額を、それぞれ知事に返還しなければならない。</p> <p>4～7 略</p> <p>8 第4項前段及び第5項前段に規定する請負者の採るべき措置の期限、方法等については、請負契約の解除が第69条又は前条第2項の規定によるときは知事が定め、第70条又は第71条の規定によるときは、知事が請負者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する請負者の採るべき措置の期限、方法等については、知事が請負者の意見を聴いて定めるものとする。</p>	<p>(解除に伴う措置)</p> <p>第72条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、第1項の場合において、第60条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第65条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金の額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、請負者は、解除が第69条の規定によるときにあってはその余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年2.8パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第70条又は前条の規定によるときにあってはその余剰額を、それぞれ知事に返還しなければならない。</p> <p>4～7 略</p> <p>8 第4項前段及び第5項前段に規定する請負者の採るべき措置の期限、方法等については、請負契約の解除が第69条の規定によるときは知事が定め、第70条又は前条の規定によるときは、知事が請負者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する請負者の採るべき措置の期限、方法等については、知事が請負者の意見を聴いて定めるものとする。</p>
--	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年2月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第3号

鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則

鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(競争入札の公告等の時期)</p> <p>第7条 特例政令第6条若しくは第10条第5項の公告又は特例政令第7条第1項若しくは第10条第6項の公示（以下「公告等」という。）は、一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）の入札期日の前日から起算して少なくとも40日前までに県公報により行わなければならない。ただし、急を要する場合は、その期間を10日前までに短縮することができる。</p> <p>2～4 略</p>	<p>(競争入札の公告等の時期)</p> <p>第7条 特例政令第6条の公告又は特例政令第7条第1項の公示（以下「公告等」という。）は、一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）の入札期日の前日から起算して少なくとも40日前までに県公報により行わなければならない。ただし、急を要する場合は、その期間を10日前までに短縮することができる。</p> <p>2～4 略</p>
<p>(競争入札の公告等をする事項)</p> <p>第9条 公告等は、特例政令第6条若しくは第10条第5項又は特例政令第7条第1項若しくは第10条第6項に規定する事項のほか、次に掲げる事項について記載するものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 特例政令第7条第1項又は第10条第6項の公示にあつては、前条第1項の基準</p> <p>(5) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(競争入札の公告等をする事項)</p> <p>第9条 公告等は、特例政令第6条又は第7条に規定する事項のほか、次に掲げる事項について記載するものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 特例政令第7条の公示にあつては、前条第1項の基準</p> <p>(5) 略</p> <p>2 略</p>
<p>(入札説明書の記載事項)</p> <p>第12条 略</p>	<p>(入札説明書の記載事項)</p> <p>第12条 略</p>
<p>(複数落札入札制度による場合の予定価格の決定方法)</p> <p>第13条 特例政令第10条第1項の規定による競争入札に付する場合の予定価格は、<u>会計規則第128条第1項の規定にかかわらず、当該競争入札に付する物品等又は特定役務の種類ごとの価格の総額を当該物品等又は特定役務の種類ごとの需要数量で除した金額をもって定めなければならない。</u></p>	
<p>(入札保証金の納付の免除)</p>	<p>(入札保証金の納付の免除)</p>

<p><u>第14条</u> 略</p> <p>(落札者決定の通知等)</p> <p><u>第15条</u> 略</p> <p>(落札者等の公示)</p> <p><u>第16条</u> 知事は、特定調達契約につき、競争入札により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、その日の翌日から起算して72日以内に、県公報により特例政令<u>第12条</u>の公示をしなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(記録の作成及び保管)</p> <p><u>第17条</u> 略</p> <p>(契約保証金の納付の免除)</p> <p><u>第18条</u> 略</p>	<p><u>第13条</u> 略</p> <p>(落札者決定の通知等)</p> <p><u>第14条</u> 略</p> <p>(落札者等の公示)</p> <p><u>第15条</u> 知事は、特定調達契約につき、競争入札により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、その日の翌日から起算して72日以内に、県公報により特例政令<u>第11条</u>の公示をしなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(記録の作成及び保管)</p> <p><u>第16条</u> 略</p> <p>(契約保証金の納付の免除)</p> <p><u>第17条</u> 略</p>
---	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。